

※ マイナ保険証・健康保険証の利用登録をした
マイナンバーカード

マイナ保険証
今からでも間に合います！

マイナンバーカード（電子証明書）の更新をお忘れなく！
現在、約900名がマイナ保険証を利用できない状況です。



必ず電子証明書の更新をお願いします。更新しないと「マイナ保険証」が利用できません。

■ 電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は年齢に関わらず、
電子証明書の発行から5回目の誕生日までです。

電子証明書の有効期限・更新手続きに
ついてはコチラ



電子証明書の有効期限

※ マイナンバーカードの電子証明書とは、オンラインでマイナンバーカードを使用する際に本人であることを電子的に証明するものです。

■ マイナ保険証の利用について

電子証明書の有効期限が切れても、
3か月間はマイナ保険証として利用できます。

※有効期限が8月の場合、11月末までマイナ保険証として利用できます。

有効期限が切れてから3か月後の月末までに
更新手続きをしないと、マイナ保険証の利用登録が
自動的に解除されます。利用登録が解除された場合、
電子証明書を更新し、再度、役所やセブン銀行など
でマイナ保険証の利用登録が必要になります。

セブン銀行ATMでの
マイナ保険証の登録方法はコチラ



出典「政府広報オンライン」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202506/entry-7923.html>



マイナポイント申請時にマイナンバーカードを作った方で、電子証明書の有効期限が
切れている方が多発しています。「マイナ保険証」が利用できず、
医療費が全額自己負担になる場合もあるため、必ず更新手続きをお願いします。

■ 電子証明書の更新手続きについて

- ✓ 有効期限の2か月前から3か月前に通知書が届きます。
- ✓ 市区町村窓口で手続きをしてください。
(手続きが予約制となっている市区町村もあります。事前にご確認ください。)
- ✓ 更新にかかる手数料は、**無料**です。
- ✓ 手続きは、**代理人が行うこともできます。**



▲ 有効期限通知書の封筒